

## 令和2年度福島県ロボット関連技術実証等支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下、「機構」という。)は、県内企業の技術力を強化し、フィールドロボット産業への参入とその製品、技術、サービスの実用化を進めるため、福島ロボットテストフィールドを使用して実証試験、性能評価試験、操縦訓練等を行う県内中小企業に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (関係者の責務)

第2条 別表第一に掲げる事業(以下「助成対象事業」という。)を実施する事業者等(以下「助成事業者」という。)は、助成金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定め及び補助金の交付の目的、若しくは融通の目的に従って誠実に助成対象事業を行うように努めなければならない。

### (助成の対象及び助成額)

第3条 助成金は、助成対象事業を実施する際に要する別表第二に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)について、助成事業者へ交付するものとする。

2 助成額は、助成対象経費から別表第三に掲げる助成対象経費控除額を減じた額に別表第三に掲げる助成率を乗じ、予算の範囲内で公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長(以下「理事長」という。)が定める額とする。ただし、別表第三に掲げる額を助成限度とする。

3 対象とする助成対象事業の期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までとする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1号による助成金交付申請書に理事長が定める書類を添えて理事長に提出するものとし、その提出期限は、理事長が別に定める日とする。

### (助成金交付決定等の通知)

第5条 理事長は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときには、交付決定及び額の確定(以下「交付決定等」という。)を行い、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項による交付決定等を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 理事長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の

交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付決定等をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 助成事業者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付決定等の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定等の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定等は、なかったものとみなす。

3 理事長は、第1項の取下げがあった場合において既に当該取下げに係る部分に対する助成金が交付されている場合、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7 助成事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書にその助成金の返還を遅延させないためにとった措置及びその延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

8 第4条の規定は、第6項の規定による免除をした場合について準用する。

(債権譲渡の禁止)

第7条 助成事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定等によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 理事長が第5条第1項に基づく交付決定等を行った後、助成事業者が第1項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、助成事業者が理事長に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第5条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、理事長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、助成事業者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、債権譲渡特例法第5条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第5条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 理事長は、助成事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
  - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
  - (3) 理事長は、助成事業者による債権譲渡後も、助成事業者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定等の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定等の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて助成事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、理事長が行う弁済の効力は、機構財務規程に基づき理事長が出納役に対して必要な通知を行ったときに生ずるものとする。

(助成金の支払)

第8条 助成金は第5条第1項の規定により交付を受けるべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 助成事業者が、法令、条例、本要綱、又は本要綱に基づく理事長の指示に違反したとき。
- (2) 助成事業者が、福島ロボットテストフィールド条例(平成30年福島県条例第63号)、同条例施行規則(平成30年福島県規則第59号)及び福島ロボットテストフィールド使用規約に違反した使用を行ったとき。
- (3) 助成事業者が、福島ロボットテストフィールド条例第11条に基づく使用料の返還を受けたとき。
- (4) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (5) 助成事業者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 助成事業者又はその代理人若しくは使用人等に不正、怠慢、その他不適當な行為があったとき。
  - イ 役員等(助成事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。
  - ウ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 理事長は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されている場合、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- 5 第2項に基づく助成金の返還については、第6条第4項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定は、第5条の規定による助成金の額の確定に関わらず適用があるものとする。
- 7 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。
- 8 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成事業者の申請により、加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 9 助成事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書にその助成金の返還を遅延させないためにとった措置及びその加算金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 10 第5条の規定は、第8項の規定による免除をした場合について準用する。

(書類の提出)

第10条 この助成金に関して理事長に提出する書類は、正副1部とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一 (助成対象事業)

助成事業者	助成対象事業
-------	--------

県内中小企業（※）	福島ロボットテストフィールドを使用して行うロボットの実証試験、性能評価試験、操縦訓練等
-----------	---

※ 福島県内に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点が所在する中小企業（中小企業の定義は下記）

業種	定義（従業員規模・資本金規模）
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
製造業、その他業種	300人以下 又は 3億円以下

※ 上記に関わらず、下記の中小企業は対象外とする

(1) 次のいずれかに該当する中小企業（以下「みなし大企業」という。）

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること

(2) 福島県税の未納がある中小企業

#### 別表第二（助成対象経費）

経費区分	内容
福島ロボットテストフィールド使用料負担額	福島ロボットテストフィールドの施設及び附帯施設（以下：施設等）のうち、研究棟（同附属設備を含む）を除く施設等（施設等の附属設備を含む）の使用料負担額（県の補助金の対象経費として計上している場合を除く。）

#### 別表第三（申請当たりの助成対象経費控除額、助成率及び助成限度額）

助成対象経費控除額	助成率	助成限度額※
申請当たり3万円	1/2以内	30万円

※ただし、同一助成事業者に対する助成額は、合計30万円までとする。